

武蔵野市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和26年2月武蔵野市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
第3条 市長等の給料の額は、次に掲げる額とする。 (1) 市長 月額 <u>1,030,000</u> 円 (2) 副市長 月額 <u>865,000</u> 円 (3) 監査委員 月額 <u>700,000円</u> (4) 固定資産評価員 月額 <u>700,000円</u>	第3条 市長等の給料の額は、次に掲げる額とする。 (1) 市長 月額 <u>1,061,000</u> 円 (2) 副市長 月額 <u>891,000</u> 円 (3) 監査委員 月額 <u>721,000円</u> (4) 固定資産評価員 月額 <u>721,000円</u>	字句の改正  字句の改正  字句の改正  字句の改正

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

武蔵野市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、特別職の職員の給料月額を改定するため、所要の改正をするものである。